

春日井市高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居宅要介護者等が衛生的かつ快適な生活を送れるよう支援するため、家庭において入浴困難な居宅要介護者等が利用する訪問入浴介護に係る利用料の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）の例による。

(対象者)

第3条 高齢者訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 春日井市の認定を受けた、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者

であって、居宅において介護を受けるもの

(2) 通所介護及び通所リハビリテーションにおいて入浴介護を受けることが

困難な者

(3) 申請時において、介護給付を受けて行う訪問入浴介護を受けているもの（登録の手続）

第4条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、高齢者訪問入浴サービス登録申込書（第1号様式）にサービス利用票（兼居宅サービス計画）及びサービス利用票別表を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、高齢者訪問入浴サービス登録決定通知書(第2号様式)又は高齢者訪問入浴サービス登録却下通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の登録の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業を利用した翌月の10日までに、サービスの利用実績を証する書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、利用者が訪問入浴介護を提供する事業者との契約に基づき訪問入浴介護を利用した月において、居宅介護サービス費区分支給限度基準額を超えた場合又は超えることが見込まれる場合には、その利用者に対し、補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、当該訪問入浴介護に要した費用の100分の90に相当する額とする。

3 補助金の交付は、1人1月につき1回を限度とする。

4 補助金は、利用者があらかじめ市に届け出ているときは、当該利用者に代わり、訪問入浴介護を提供した事業者に支払うことがある。

5 第1項の規定にかかわらず、保険給付を受けて行う訪問入浴介護については、補助金を支給しない。

(届出)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者訪問入浴サービス登録内容変更届(第4号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 住所地又は氏名を変更したとき。

(2) 訪問入浴介護を利用する事業者を変更しようとするとき。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 転出したとき。
- (2) 第3条の対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 事業の登録を辞退するとき。

(登録の解除)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。

- (1) 前条第2項各号の規定に該当するとき。
- (2) 虚偽の申込その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (3) 1年間利用しなかったとき。
- (4) その他市長が利用を不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、高齢者訪問入浴サービス登録解除通知書（第5号様式）により利用者に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。